

漁業種類	漁業種類の 名称	許可又は起業の認 可をすべき船舶等 の数	船舶の総トン数	推進機関の 馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁 業	たこつぼ漁 業	2（許可または起 業の認可を受けて いる船舶の数：2 隻）	許可証に記載され ている船舶の総ト ン数	許可証に記 載されている 推進機関 の馬力数	三国町沖合海域 ただし、共同および区画漁業権の漁場内を除く。	1月1日から 12月31日まで	坂井市三国町に住所を置く者
		1（許可または起 業の認可を受けて いる船舶の数：1 隻）			福井市沖合（越廼地域沖合を除く） ただし、共同および区画漁業権の漁場内を除く。		福井市（越廼地域を除く） に住所を置く者
		4（許可または起 業の認可を受けて いる船舶の数：4 隻）			福井市越廼地域沖合 ただし、共同および区画漁業権の漁場内を除く。		福井市（越廼地域） に住所を置く者
		17（許可または 起業の認可を受け ている船舶の数： 19隻）			越前町沖合 ただし、共同および区画漁業権の漁場内を除く。		越前町に住所を置く者
		14（許可または 起業の認可を受け ている船舶の数： 16隻）			南越前町沖合 ただし、共同および区画漁業権の漁場内を除く。		南越前町に住所を置く者
		29（許可または 起業の認可を受け ている船舶の数： 30隻）			共同漁業権漁場を除く敦賀市および南越前町沖合 ただし、機船底びき網漁業の操業期間中に限り、当該漁業の操業区域内を除く。		敦賀市に住所を置く者
		2（許可または起 業の認可を受けて いる船舶の数：2 隻）			敦賀市立石岬から真方位315度の線以西の沖合 ただし、敦賀市沖合海域においては、機船底びき網漁業の操業期間中に限り、共同漁 業権漁場外の機船底びき網漁業の操業区域内を除く。		美浜町（丹生地区） に住所を置く者
		17（許可または 起業の認可を受け ている船舶の数： 20隻）			美浜町、若狭町、小浜市および大飯郡沖合		美浜町（丹生地区を除く） に住所を置く者
		10（許可または 起業の認可を受け ている船舶の数： 11隻）					若狭町に住所を置く者
		10（許可または 起業の認可を受け ている船舶の数： 15隻）					小浜市に住所を置く者
		8（許可または起 業の認可を受けて いる船舶の数：9 隻）					大飯郡おおい町に住所を置く者
		14（許可または 起業の認可を受け ている船舶の数： 16隻）					大飯郡高浜町に住所を置く者